



いぼらき 農業委員会だより

第178号
令和4年1月発行



謹賀 新年

新年のいぼらき

茨木市農業委員会
会長 小濱 邦臣

謹んで新年のお慶びを申し上げます。皆様には、令和4年の年明けをご家族お揃いでお健やかに迎えのこととお喜び申し上げます。旧年中は、本市農業委員会の諸活動に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、一昨年から続くコロナ禍により、昨年は二度の緊急事態宣言が出され、各分野において影響が出ているなか、7月・8月には、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、本市在住の和田伸也選手が視覚障害陸上競技において銀・銅の2つのメダルを獲得という明るい話題もありました。

一方、本市では市街化区域内の生産緑地の約9割が令和4年に指定から30年を経過することから、特定生産緑地指定の申請受付が行われ、8月末が最終受付期限にもかかわらず3割程度が未申請であったことから、農業委員会と茨木市農業協同組合が連携し受付期限延長の要請を行った結果、本年3月末まで延長されたところであります。

特定生産緑地の指定を受けない場合は、税制面での優遇措置を受けられなくなり、今後農業を継続し、次世代へ農地の継承を考えたい方は申請をご検討ください。

本年も引き続き、農業委員会の重点業務である農地利用の最適化の実現に向け、それぞれの地区ごとに農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し取り組んでまいりますので、本市農業委員会の活動にご理解、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈りし、新年のごあいさついたします。

地区別農業委員会研修会 農業委員・推進委員の活動記録を徹底しよう

地区別農業委員会研修会が、10月27日、高槻現代劇場において開催され、茨木市農業委員及び農地利用最適化推進委員を含む多くの三島・豊能地区の農業委員が参加された。

第一部は、開催地である高槻市の濱田市長の挨拶に次いで、大阪府農業会議の橋長副会長が挨拶された。

第二部では、大阪府農業会議の鈴木専務理事兼事務局長が「農業、農地を巡る最近の動きと農業委員会の果たすべき役割」について説明された。

続いて、千葉大学園芸学部の中村攻名誉教授が「健康な都市には元気の農業が欠かせない―大転換した都市農業観―」をテーマに、戦後の都市農業の変遷と都市農業の持つ多面的な役割について講演された。

講演の要旨

戦後、わが国の農業の転換点として農地改革が行われたことと農業委員会が発足したことが挙げられる。農地改革により農業をする人が農

地を所有することとされ、農地の所有者には農地の適正管理が責務として課せられ、農地を守るため農地法の番人として農業委員会が設立された。

二つ目の転換点は、高度経済成長期に入り、農村から都市部への急激な人口の一極集中が起こり、都市部では騒音や大気汚染などの公害問題が深刻になったことに関係している。この問題を解決するため、都市計画法が見直され、都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域に線引きされ、市街化区域は10年以内に農地を宅地にしていくところとする一方、市街化調整区域内農地については農業振興地域に指定し、農地を守る地域として位置づけられた。

市街化区域内農地に対しては宅地並み課税がされるため、市街化区域に農地を所有する農家が継続して農業をできるように生産緑地制度が創設され、30年営農することを条件に農地並み課税とする仕組みができた。三つ目の転換点は、近年、人口減

特定生産緑地指定の 申請受付の最終期限は3月31日まで

平成4年に指定された生産緑地における特定生産緑地の申請受付の最終期限は3月31日までです。

申請を希望される方は、必要書類の取得などに、時間を要することも考えられますので、お早めにご準備のうえ、手続きをお願いします。

なお、受付の最終期限以降は特定生産緑地の指定を受けることができなくなります。

ご不明な点などありましたら、都市政策課までお問い合わせください。

問合せ先 都市政策課
TEL 620-1660 (市役所南館5階)

令和2年度及び3年度の特定生産緑地指定の状況

平成4年及び5年に指定を受けた生産緑地について、約7割の生産緑地が令和2年度及び3年度に特定生産緑地に指定されました。

少により宅地需要が低下するなど大きな社会変化が起きていることを踏まえ、市街化区域内農地への考え方が180度転換されたことである。これまで宅地化すべきとされてきた農地や都市農業が持つている多面的な価値を評価し、残していくための制度改正が行われた。

都市農業には、周辺住民に新鮮で美味しいものを提供する役割、良好

な景観形成、農業体験や学習、交流の場、近い将来に高い確率での発生が懸念される都市圏における地震等の大規模災害時の避難場所、仮設住宅建設用地等の防災空間としての役割などが期待されている。

このような多面的な価値を残していくため、都市農業を守っていくことが農業委員会に課せられた責務であると講演された。

農地を転用するときは許可、届出が必要です

●農地を転用するときは、農地法の許可が必要です。

農地転用とは、農地を農業以外の目的に使用することをいいます。

例えば、農地を住宅や倉庫を建てるための敷地や、駐車場や資材置場にするなどです。

農地法では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、周辺農地への影響等がない場合に限り、転用を許可しています。

●農用地は原則転用できません

農業振興地域の整備に関する法律に基づき市が策定している農業振興地域整備計画は、所有者の申請に基づき、農業上の利用を確保すべき土地を農用地区域に設定しています。

農用地区域内にある農地の転用は、公共事業に伴う一時転用等を除き原則認められません。

農用地区域内農地に関する問合せは農林課 (Tel 6 2 0-1 6 2 2) 推進係まで。

●どのような手続が必要なの？

農地の転用には、農地法第4条と第5条の手続があります。

第4条は、自己所有の農地を農地以外のものにする場合の手続です。農地所有者が許可の申請又は届出を行います。

第5条は、農地を農地以外のものにする目的で、売買、貸借等をする場合の手続です。

農地所有者(売主又は貸主)と転用事業者(買主又は借主)の連名で申請等を行います。

市街化調整区域の農地については農業委員会の許可が、市街化区域の農地については農業委員会への届出が必要です。工事の着手は、許可後又は届出が受理された後となります。

●一時的に農地を転用する場合も許可、届出が必要です

農地を一時的に農業以外の目的に利用する場合(工事のための仮設事務所、資材置場、土砂採取、一定規模の農地改良工事等)についても、農地の一時転用の許可、届出が必要です。

●転用の相談をしたいときは？

市街化調整区域の農地転用は、法令で特に厳しく基準が定められています。

基準を満たさない農地に転用事業を計画しても、許可を受けられません。

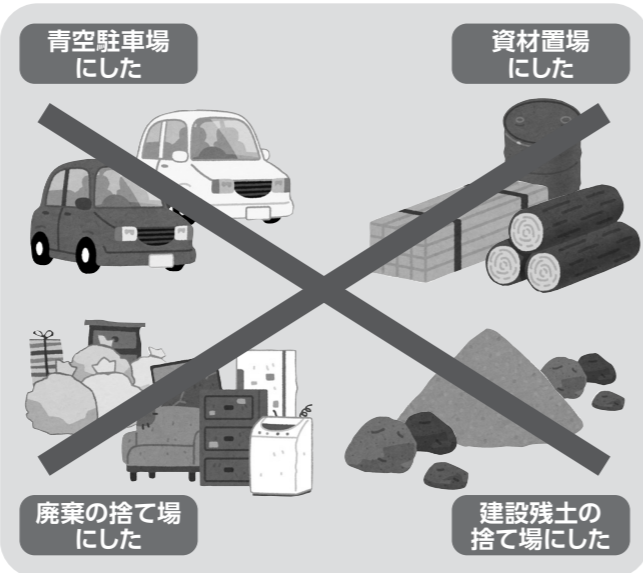
また、市街化区域の転届出についても、一定の条件が必要です。

農地転用の手続には、分かりにくい部分もありますので、事前に地区担当の農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会にご相談ください。

違反転用、事前着工には 厳しい罰則があります

許可を受けず、届出もせず農地を転用した場合(事前着工を含みます。)、許可等の内容と異なる目的に転用した場合は、農地法違反となり、工事の中止や原状回復等の命令が出されることがあります。

また、特段の事情がないにもかかわらず相当の期間を経過してもこれに従わない場合は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)という厳しい罰則の適用もあります。



相続税納税猶予を受けるには 適格者証明書が必要

農地を相続した場合に相続税額の納税を猶予する制度があります。相続税の納税猶予の特例を受けるには、税務署への申告に農業委員会が発行する「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」が必要になります。

また、内容等の確認を行い、調整すべき事項が発生した場合は、更に期間を要することがあります。税務署への申告期限間際の申請には、対応できないこともありますので、余裕をもって申請してください。

適格者証明書の申請に当たっては、次のことに留意してください。

1 申請は、余裕をもって

証明書の発行には、書類審査、現地確認等に一定の事務処理期間が必要となります。

2 耕作以外の利用は、対象外

申請地の一部を農業用倉庫などの農業用施設として使用している場合(作付けができない場合)、その部分は対象となりませんので、申請面積から除外してください。

3 農地以外の利用は対象外 速やかに是正を

農業用施設と認められる場合を除き、農地として利用されていない部分(無断転用、耕作放棄地等)がある場合、その農地(筆全体)については、証明できません。速やかに農地に復元し、耕作を開始してください。



4 市街化区域は、生産緑地が対象

市街化区域内の農地は、生産緑地に指定されていることが必要です。事前に市の都市政策課で生産緑地であることの証明を受けてください。

5 耕作地が対象

賃借権(旧小作権)が設定されている農地の所有者は、申請できません。

6 相続登記があればスムーズ

相続登記(相続人への名義変更)が完了している場合は、相続権利関係の確認書類(遺産分割協議書等)

7 猶予が打ち切られる場合も

なお、納税猶予の適用を受けている期間に、特例適用農地を譲渡、転用又は耕作放棄等をした場合は、相続税納税猶予が打ち切られますのでご注意ください。

農業者年金に加入して 安心して豊かな老後を！

保険料の全額が社会保険料控除の対象

【農業者年金の特徴】

- 農業者年金は、20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事されている方は広く加入できます。
 - 保険料の額(2万円~6万7千円)は自分で選べ、いつでも見直しができます。
 - 保険料の全額が社会保険料控除の税制優遇措置を受けられます。
 - 少子高齢化時代に強い年金で、年金資産は安全性を重視して運用しています。
 - 終身年金です。80歳前にお亡くなりになった場合、死亡一時金があります。
 - 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。
- 詳しいことは、農業委員会事務局へお問い合わせください。

の提出が不要になります。なるべく事前に相続登記を済ませてから申請してください。

農業委員会への申請には、所定の証明書のほか、戸籍、印鑑証明書、土地の登記事項証明書などの添付が必要になります。手続や納税猶予制度の概要等、詳しくは、農業委員会事務局までお問合せください。